



長居検査員。おはようございます。
「道路工事等の密度管理試験不足に関する不適合工事」
についての事例を、紹介していただきたいのですが？



はい。わかりました。
道路工事等の“現場密度”に関する不適合工事については、
昨年度 8/23配信の【工事検査通信 No.28】で紹介し、
監督員等に、注意喚起しているところですが、
残念ながら、“現場密度”に関する不適合工事が無くなりません。



私の記憶ですと、
ここ数年、毎年 多発していると思います。



不適合工事の発生状況については、
工事検査課ホームページに、H23年度からH29年度までの
「不適合工事一覧表」を掲載しております。
なお、“現場密度”に関する不適合工事の発生件数は、
H26年度 → 2件、 H27年度 → 3件、
H28年度 → 3件、 H29年度 → 3件、
と近年 3件程度が発生しております。



あれっ。
「現場密度」に関する不適合工事は、
もっと多かったと思いますが？



若井検査員のおっしゃるとおりです。
先ほど申し上げた「不適合工事」の発生件数は、
「道路や河川」工事における“現場密度”に関する不適合工事で、
その他に、管水路工事の“現場密度”に関する不適合工事も
発生しております。



本当に、多いですね。
それでは、“現場密度”に関する「不適合工事」の
主な発生要因は、何だと思いませんか？



特に、路盤工や表層工については、
“1,000㎡につき 1個”の部分だけを理解している
『現場代理人の思い込み』だと思います。



どうして、
『現場代理人の思い込み』だと思うのですか？

【工事検査通信 No.28】でも紹介しましたが、
道路工事における路盤工や表層工の
『試験基準「1,000㎡につき 1個」』の部分だけを理解し、
試験基準記載欄の“※以下”の
『1,000㎡を超え 3,000㎡以下 3個』を
読んでいないから、例えば施工面積が 1,500㎡であったのに、
“2個”しか試験していないのです。



確かに、以前は、「1,000㎡につき 1個」の記載はありました。
そのため、『共通仕様書の試験基準』の解釈を間違わないよう
H29年10月1日改正時に、削除されたんですよ。

以前の試験基準の『定期的又は随時（1,000㎡につき 1個）』
のうち、“（1,000㎡につき 1個）”が削除されましたが、
改正後の共通仕様書を再確認をせず、
従来の誤った認識のまま、品質管理をしていると思われます。



例えば、上層路盤工 1,500㎡の場合の“現場密度試験数”は、
『1,000㎡を超え 3,000㎡以下 3個』の試験基準に該当
するので、“3個(孔)”試験しなければなりませんね。

その他に、路床盛土などで、設計土量が小規模の場合に、
“現場密度試験”を実施していない不適合工事も多いですね。



路床盛土の場合の“現場密度試験数”は、
『500㎡につき 1回の割合。
ただし 1,500㎡未満は 1工事当たり 3回以上』なので、
小規模土工であっても、“現場密度”が必要ですよね。

次回は、道路舗装工事で現場密度試験不足に伴う不適合工事の
再検査までの対応事例について、紹介します。



●本日のポイント

上層・下層路盤工や表層工の試験基準は、従来の『定期的又は随時(1,000㎡につき 1個)』が、H29.10.1から、『定期的又は随時』に改正されました。

- ※ 1,000㎡以下 1個（1孔）
1,000㎡を超え 3,000㎡以下 3個（3孔）
3,000㎡を超えるものは 上記に 1,000㎡ごとに 1個（1孔）増やす。
例：3,000㎡を超え 4,000㎡以下 4個（4孔）

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ながい)検査員



：若井(わかい)検査員